

横浜市立大学鶴見キャンパス RI 施設廃止業務委託  
仕様書

1 目的

横浜市立大学鶴見キャンパス RI 施設廃止に係る業務を委託する。

2 履行場所

横浜市鶴見区末広町 1 - 7 - 29

横浜市立大学鶴見キャンパス

3 履行期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日まで

4 支払条件

業務完了確認後、適法な請求書に基づく一括後払いとする。

5 委託概要

(1) RI 施設廃止措置業務

ア 書類の作成

(ア) 許可使用廃止届(別記様式 32)

(イ) 許可届出使用者廃止措置計画届(別記様式 34)

(ウ) 許可の取り消し、仕様の廃止等に伴う措置の報告書(作業報告書も添付)(別記様式 36)

イ 放射性同位元素による汚染の検査び除染

(ア) 躯体(床面・壁面・天井面)

管理区域各室の床面、壁面及び天井面の汚染検査を行う。

(イ) 実験設備、機器備品

管理区域内にある備品・物品について汚染検査を行う。この際細管部分等の汚染検査が困難なものは、放射性廃棄物として取り扱う。

(ウ) 排気設備

a 管理区域各室のフード、排気口から最終排気口までの排気ダクト、接続機器類の汚染検査を行う。排気ダクトについては、各室内排気口から屋外最終排気口間のダクトを一部を切り込みを入れて開口し、汚染検査を実施する。復旧については簡易とする。

b 排気フィルタユニットはフィルタを撤去後、ユニット内の汚染検査を行う。撤去したフィルタは(公社)日本アイソトープ協会指定の方法により梱包を行い、放射性廃棄物として(公社)日

本アイソトープ協会へ引き渡す作業の助勢を行う。

(エ) 排水設備

- a 管理区域内の流しから貯留槽までの排水配管、接続機器類の汚染検査を行う。排水配管については一部フランジで外し、汚染検査を行う。復旧については簡易とする。
- b 貯留槽は残水の放射能濃度を測定し、濃度限度以下であることを確認した後、一般排水を行う。その後、貯留槽内部の汚染検査を行う。

ウ 廃棄物の取扱い

ドラム缶への収容、フィルタ梱包を行い、記録票の作成を行う。また、(公社)日本アイソトープ協会に引き渡す準備を行い、引き渡す作業の助勢を行う。

(2) 廃止措置期間中の作業環境測定

廃止措置期間中、RI 規制法及び労働安全衛生法に定められた測定を月に1度実施するほか、全汚染除去後にも測定を実施する。

(3) 廃止措置期間中の管理補助業務

鶴見キャンパス RI 施設における放射線管理帳票の締め作業および放射線管理記録の取りまとめを行う。

## 6 汚染、除染、廃棄の方法

(1) 汚染検査の方法

$\beta$ 線による汚染について、直接法及び間接法により測定を行う。

(2) 除染方法

(1)汚染検査により汚染が検出された場合、抜き取り、アルコール除染等による湿式除染を行う。なお、材質に浸透している場合は、はつり等の方法により除染する。

除染後、再度汚染検査を実施し、汚染が検出された場合、放射性廃棄物として取り扱う。また、除染が困難なものについても放射性廃棄物として取り扱う。

(3) 放射性廃棄物の譲渡または廃棄の方法

放射性廃棄物については、廃止の日までに保管廃棄した放射性廃棄物及び廃棄措置期間に発生した放射性廃棄物は、すべて(公社)日本アイソトープ協会指定の方法によりドラム缶に封入または、梱包後、表面線量率の測定を実施し、(公社)日本アイソトープ協会に引き渡す準備を行い、引き渡す作業の助勢を行う。

## 7 法令等の遵守について

本作業の実施にあたっては、関係法令及び規則等を遵守するとともに、原子力規制委員会指示、指導事項及び日本放射線安全管理学会発行の「放射線施設廃止の確認手順と放射能測定マニュアル(2020)」に従うものとする。

## 8 賠償責任

受託者が保守作業中に機器またはその他の設備を損傷した場合には、委託者にその旨を報告するとともに、その損傷が受託者の損失による時には、受託者の責任において現状に回復するものとする。

## 9 その他

- (1) 消耗品・器具類については、受託者が用意・処分する。
- (2) 作業日程等については、事前に市立大学担当者と十分な打合せを行い、関係者との調整を図る。
- (3) 本業務の終了後には提出書類を作成し、本学事務担当者に必要部数提出する。
  - ア 許可使用廃止届  
(RI 規制法第 27 条第 1 項「別記様式第 32」)  
必要部数：正本 1 部、副本 2 部
  - イ 許可届出使用者廃止措置計画届  
(RI 規制法第 28 条第 2 項「別記様式第 34」)  
必要部数：正本 1 部
  - ウ 許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置の報告書  
(RI 規制法第 28 条第 5 項「別記様式第 36」)  
必要部数：正本 1 部、副本 2 部（本学控えに作業報告書含む）
- (4) 本仕様書に定めのない事項は、別途協議の上で決定する。